

会 議 録

会 議 の 名 称	坂戸市住居表示整備審議会
開 催 日 時	令和2年11月11日(水) 13:30~14:10
開 催 場 所	坂戸市役所 303・304 会議室
会 長 の 氏 名	木下 茂久
出席者(委員)の 氏名・出席者	斉藤慎哉 木下茂久 木藤 稔 高橋次男 嶋田竜博 神田栄彦 小寺孝行 植木明美 石黒清則 木藤文雄 小俣裕彦 古閑美穂子 藤澤恵美子 13名
欠席者(委員)の 氏名・欠席者	神保照男 鹿ノ戸健次
傍 聴 者 数	なし
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	市長 石川 清 市民健康部長 細田 英一郎 市民課長 大河戸 哲也 市民課課長補佐 植木 昌美 市民課戸籍係長 山崎 卓也 市民課市民係主任 田畑 綾乃 市民課市民係主事 伊東 賢輝 課税課長 本多 崇 区画整理事務所長 佐藤 文男 区画整理事務所所長補佐 北原 晃 区画整理事務所換地係長 根岸 富成 区画整理事務所換地係主事 林 秀生
会 議 次 第	委嘱状交付(委嘱状交付後、委員名簿の(案)を二重線で消去) 1 開会 2 挨拶 3 審議事項 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 諮問書の交付 (3) 坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域内の住居表示を廃止することについて (4) 廃止する区域について (5) 廃止する時期について 4 その他 5 閉会
配 付 資 料	次第 坂戸市住居表示整備審議会委員名簿(案) 坂戸市住居表示整備審議会条例 坂戸中央2日の出町土地区画整理事業位置図(日の出町全体) 坂戸中央2日の出町土地区画整理事業位置図(対象区域拡大) 坂戸中央2日の出町土地区画整理事業の換地処分に伴う住所変更手続き等の概要(案) 回答書

		議事の経過
発言者	議題・発言内容・決定事項	
	委嘱状交付 1 開会 2 挨拶 自己紹介 (委員及び事務局職員) 会長選任まで石川市長が議長を務める。	
事務局	3 審議事項(1) 説明	
議長	委員からの指名推薦により会長は木下委員に決定。	
会長	委員からの指名推薦により副会長は高橋委員に決定。	
事務局	3 審議事項(2) 説明	
議長	諮問書を、石川市長から木下会長へ交付。	
事務局	3 審議事項(3) 説明	
事務局	<p>審議事項の説明に入る前に、お手元に配付の回答書について、ご説明いたします。</p> <p>この回答書は、コロナウイルス感染症の拡大予防のため、会議時間の短縮を図りたいと考え、事前に資料を送付させていただきました。その中でご質問をいただいた内容の回答書となります。</p> <p>質問、住所の変更手続きはいつからできますか。</p> <p>回答、住所の変更につきましては、換地処分公告日(令和3年2月26日(金)予定)の翌日から効力が発生いたしますことから、「住所変更証明書」を含め各種証明書の交付は令和3年2月27日(土)から実施となります。</p> <p>なお、住所異動に関する手続きにつきましては、翌週の平日からの対応となりますので、換地処分公告日当日及び公告日以前の手続きは行うことができません。</p> <p>質問、親戚・友人、取引先への連絡はどのように行えばよいですか。</p> <p>回答、地番変更に伴い、施行区域内を所管する坂戸郵便局と調整をいたしましたところ、住所変更が必要となる方々への連絡用として、坂戸郵便局のご厚意により令和3年2月1日付で郵便料金無料の「住所変更のお知らせはがき」を1世帯あたり50枚程度配布いただけることとなっております。</p> <p>質問、門扉や玄関等に貼ってあった住居表示プレート(青プレート)は、住居表示が廃止され新たな住所となった際に、変更後の新たな住所プレートは、配付されるのか。</p> <p>回答、住居表示プレートは住居表示地区にのみ配付しているものであり、今回住居表示が廃止となるため、プレートの配付はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、審議事項の(3)、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域内の住居表示を廃止することについて、ご説明させていただきます。</p> <p>現在、日の出町は全域において、昭和37年5月10日に施行された住</p>	

	<p>居表示に関する法律に基づき、昭和41年5月1日より住居表示を実施しており、今回の坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域は住居表示地区となっております。</p> <p>住居表示とは、主に土地の番号が不規則に並んでいる地区について、建物自体に番号を基準に基づき適切に付し、土地の番号とは別の番号で住所を表しております。</p> <p>今回ご審議いただく、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域は、土地区画整理事業により土地の状況が変わり、街区が増え、住居表示の街区割と区画整理完了後の街区割が異なります。現在の住居表示を維持することで、土地区画整理完了後の複数の街区を跨いで同じ街区番号を付すことになるため、そこにお住いの方にとって、住所が非常に分かりにくくなり、混乱してしまう恐れがあります。そのため、住所の表示を土地の番号と一本化し、住民の方にはわかりやすいものとするため、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域の住居表示を廃止することとしたいと考えております。</p> <p>なお、同様な事例として、昭和58年に浅羽野、粟生田土地区画整理事業について、土地区画整理完了区域の住居表示を廃止するにあたって、住居表示整備審議会を開催しております。</p>
会 長	「坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域内の住居表示を廃止することについて」、事務局より説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
委 員	(質疑なし)
会 長	質疑を終わります。 「坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域内の住居表示を廃止すること」に御異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	御異議なしと認め、廃止することに決定されました。
事 務 局	3 審議事項(4) 説明
事 務 局	<p>住居表示を廃止する区域について、お手元の住居表示整備審議会資料に、「坂戸中央2日の出町土地区画整理事業位置図(日の出町全体)及び(対象区域拡大)」の2つの図面がありますので、ご覧いただきながらご説明いたします。</p> <p>住居表示を廃止する区域につきましては、図面上にて赤枠で囲っている区域であり、土地区画整理事業区域となります。住居表示の街区では、日の出町14番、15番、16番、17番が該当します。</p> <p>そのため、図面上にて赤枠で囲っている坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域の住居表示を廃止することとしたいと考えております。</p>
会 長	「廃止する区域について」、事務局より説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
委 員	(質疑なし)
会 長	質疑を終わります。 「廃止する区域について」御異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	御異議なしと認めます。
事 務 局	3 審議事項(5) 説明

事務局	「住居表示を廃止する時期について」ご説明いたします。 土地区画整理の換地処分のお知らせが令和3年2月26日の予定となっており、翌日の令和3年2月27日から換地処分の効力が発生いたしますことから、住居表示について、換地処分の効力が発生する令和3年2月27日に廃止することとしたいと考えております。
会長	「廃止する時期について」、事務局より説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
委員	(質疑なし)
会長	質疑を終わります。 「廃止する時期について」は、換地処分のお知らせがあった日の翌日ということで御異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	御異議なしと認めます。
会長	答申書を、木下会長から石川市長へ交付。 本日御諮問をいただきました「住居表示地区の一部廃止について」本審議会にて審議した結果、 1 坂戸中央2日の出町土地区画整理事業区域内の住居表示を廃止することについて、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業が完了することに伴い、区域内の街区、画地が基準に基づき適切に定められ、土地の番号で住所を表示しても問題はないため、住居表示を廃止することについて適当と認めます。 2 廃止する区域について、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業が完了する区域の、日の出町14番、15番、16番、17番について適当と認めます。 3 廃止する時期について、坂戸中央2日の出町土地区画整理事業における換地処分のお知らせがあった日の翌日が適当と認めます。
市長	挨拶
事務局	4 その他
事務局	住居表示の廃止に伴う今後のスケジュールについてご説明いたします。 今後、現在予定している工程が順調に進むことを前提として、令和3年2月1日頃に、住所変更通知書に、本日配達させていただいております住所変更手続き等の概要を同封し送付、住所変更のお知らせはがきの配付を予定しております。 また、広報さかど及び市ホームページに住居表示を廃止することについて掲載をし、周知を図る予定となっております。 令和3年2月26日の換地処分のお知らせに合わせ、住民基本台帳システムについて当日業務終了後に住所変更作業を行います。 翌日の令和3年2月27日より、市民課にて住所変更証明書の交付が開始となります。
事務局	5 閉会
事務局	以上をもちまして、坂戸市住居表示整備審議会を閉会します。